

第9回 一関地区広域行政組合 一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

日時 令和元年10月15日（火）午前10時～正午

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ研修室811

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協 議
 - （1）第3次選定候補地について
 - （2）候補地選定委員会報告書について
 - （3）その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員名簿

No.	役職	シ メイ 氏 名	備考	専門分野等
1	委員長	ナカザワ ヒロシ 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
2	副委員長	チバ ケイコ 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
3	委員	アズマ アツキ 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
4	委員	オオカワラ マサフミ 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
5	委員	サッタ ナオヤ 颯田 尚哉	工学博士 (岩手大学農学部)	環境・放射能
6	委員	ヒラツカ アキラ 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
7	委員	ヤマモト ヒロシ 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

最終処分場候補地選定の手順と考え方

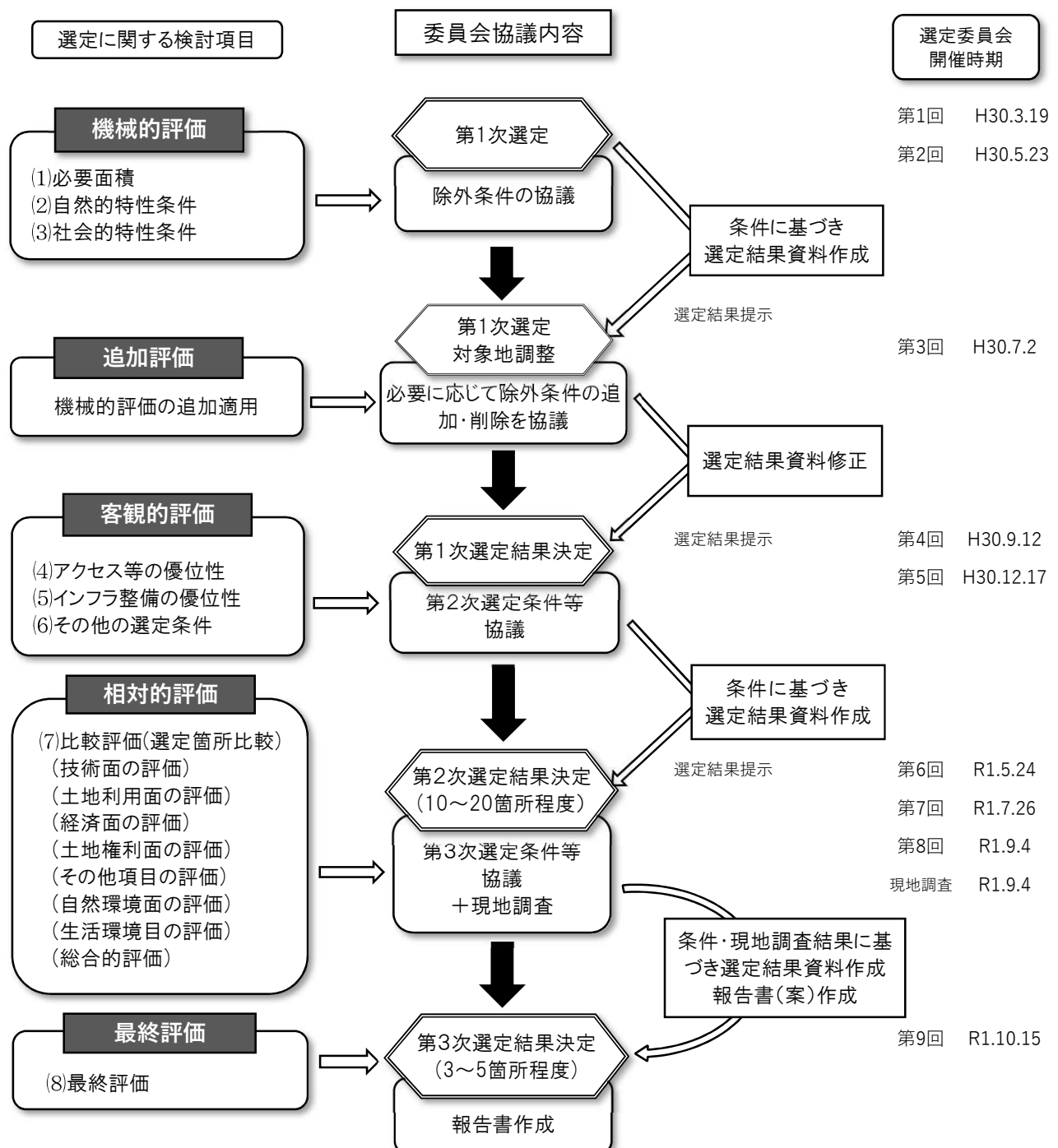
- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

候補地選定フロー



一般廃棄物最終処分場整備候補地第3次選定相対評価結果表

候補地No.	第 2 次選定	第 3 次選定						総計 A+B+C
	比較評価 (A)	評価① (B)	評価②					
			1 自然環境面の評価	2 生活環境面の評価	3 総合評価	合計		
			× 1	× 1	× 2	(C)		
159	59	2.5	△ 0.7 × 1 = △0.7	0.7 × 1 = 0.7	△ 0.9 × 2 = △1.8	△ 1.8	59.7	
276	57	3.0	0.1 × 1 = 0.1	0.1 × 1 = 0.1	0.9 × 2 = 1.8	2.0	62.0	
332	59	0.5	0.1 × 1 = 0.1	△ 0.3 × 1 = △0.3	△ 0.9 × 2 = △1.8	△ 2.0	57.5	
506	55	0.0	△ 0.6 × 1 = △0.6	△ 0.3 × 1 = △0.3	△ 0.7 × 2 = △1.4	△ 2.3	52.7	
512	57	2.5	0.1 × 1 = 0.1	△ 0.1 × 1 = △0.1	0.1 × 2 = 0.2	0.2	59.7	
548	57	0.0	△ 0.3 × 1 = △0.3	△ 0.7 × 1 = △0.7	△ 0.1 × 2 = △0.2	△ 1.2	55.8	
562	55	2.5	0.0 × 1 = 0.0	0.3 × 1 = 0.3	0.1 × 2 = 0.2	0.5	58.0	
572	55	0.0	0.0 × 1 = 0.0	△ 0.6 × 1 = △0.6	0.3 × 2 = 0.6	0.0	55.0	

協議 2

(案)

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定結果

報 告 書

令和元年 10 月

一関地区広域行政組合

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

目 次

1 選定委員会	1
(1) 委員会の概要	1
(2) 委員会開催の経過	1
2 候補地に係る基本条件	3
3 候補地の選定	4
(1) 候補地選定の手順	4
① 第1次選定	4
② 第2次選定	4
③ 第3次選定	4
(2) 第1次選定の条件と結果	5
① 第1次選定条件	5
② 第1次選定結果	7
(3) 候補地の情報提供の募集	9
① 募集方法	9
② 寄せられた情報の取扱い	9
③ 寄せられた情報の件数	9
(4) 第2次選定の条件と結果	10
① 第2次選定条件	10
② 第2次選定結果	12
(5) 第3次選定の条件と結果	17
① 第3次選定条件	17
② 第3次選定結果	18

はじめに

一関地区広域行政組合は、既存の最終処分場である舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターの埋立残容量がひっ迫してきていることから、新たな最終処分場を整備する方針について平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想を示しました。

一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会は、組合の基本構想に基づく施設の整備候補地を検討するため、平成30年3月19日に設置されて以来、令和元年10月15日までの約1年7か月の間、延べ9回にわたり委員会を開催し選定作業を進めました。

選定にあたっては、自然環境、交通、防災、経済面などの地理的立地適性のほか、幅広い角度から検討を重ねるとともに、候補地の現地踏査を通じて候補地の現況把握に努め、ここに「一般廃棄物最終処分場整備候補地選定結果報告書」としてまとめました。

なお、本委員会の審議内容は、審議過程の透明化に資するため、個人情報など公開にあたり支障となる情報を除き、原則公開としました。

令和元年10月 日

一関地区広域行政組合

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

委員長 中 澤 廣

1 選定委員会

(1) 委員会の概要

一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）は、平成30年3月に設置された。

委員会の所掌事項は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づく一般廃棄物最終処分場の整備候補地の選定に関すること並びにその他必要な事項である。

委員会は、管理者が委嘱する学識経験者及び有識者の計7名で構成し、委員は表1のとおりである。

表1 一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員名簿

氏 名	備 考	専門分野等
委員長 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
副委員長 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
委員 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
委員 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
委員 颯田 尚哉	工学博士 (岩手大学農学部)	環境・放射能
委員 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
委員 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

(2) 委員会開催の経過

委員会は、平成30年3月からおおむね2か月に1回の頻度で開催し、候補地の現地調査を含めて約1年7か月の間に計9回開催した。

委員会の開催経過と主な内容は、表2のとおりである。

表2 委員会開催の経過と主な内容

回	開催日	主な協議内容等
第1回	平成30年 3月19日	・ 委嘱状交付 ・ 委員長・副委員長互選 ・ 一般廃棄物最終処分場の整備計画について ・ 候補地選定の手順について ・ 第1次選定の条件について
第2回	5月23日	・ 整備候補地の条件について ・ 第1次選定の条件について
第3回	7月2日	・ 第1次選定の結果について ・ 第2次選定の条件等について

回	開催日	主な協議内容等
第4回	9月12日	- 候補地選定手順の見直しについて - 第1次選定の結果について - 第2次選定の条件等について
第5回	12月17日	- 候補地の情報提供を求めることについて - 第2次選定の条件等について
第6回	令和元年 5月24日	- 第2次選定の結果について - 第3次選定の方法について
第7回	7月26日	第3次選定について
第8回	9月4日	現地調査対象候補地の決定について
第9回	10月15日	- 第3次選定候補地について - 候補地選定委員会報告書について

2 候補地に係る基本条件

候補地の選定に当たり、基本条件については表 3 のとおりとした。

表 3 一般廃棄物最終処分場等の概要

項 目	条 件
必要面積	約 4 ha (40,000 m ²)
埋立年数	25 年間 (うち第 1 期 : 15 年間)
埋立容量	178,000 m ³ (うち第 1 期分 : 107,962 m ³)
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣
選定範囲	一関市、平泉町 (一関市狐禅寺地区を除く)
選定方法	周辺条件、地形等で選定 (市町推薦地域等なし)
運営主体	一関地区広域行政組合

3 候補地の選定

(1) 候補地選定の手順

候補地選定作業は、3段階で進めることとし、それぞれの段階で行う作業の概要を次のとおりとした。

① 第1次選定

必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、施設整備に不適切と考えられる区域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

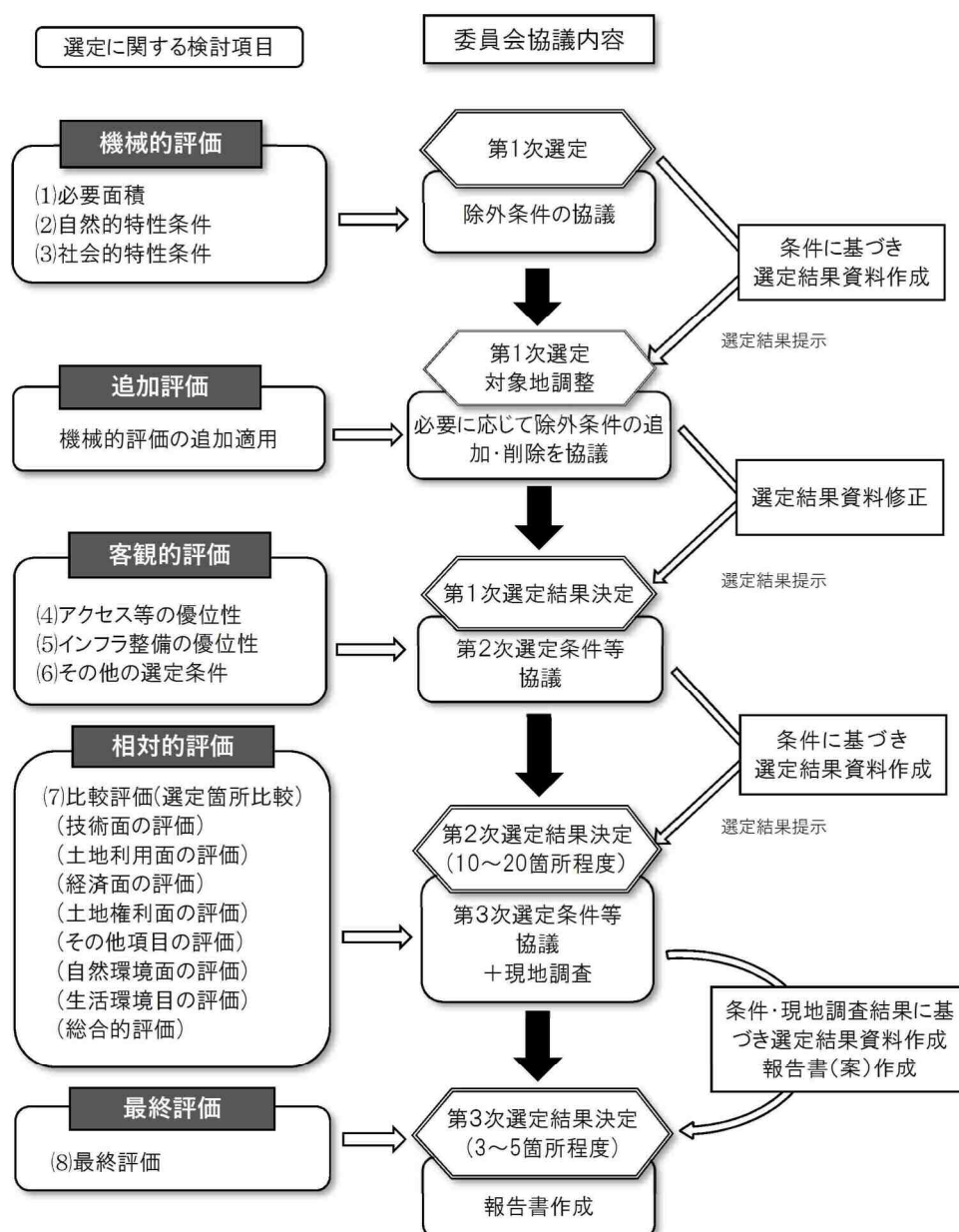
② 第2次選定

アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

③ 第3次選定

技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

候補地選定フロー



(2) 第1次選定の条件と結果

① 第1次選定条件

第1次選定では、自然的特性条件及び社会的特性条件により規制を受ける区域を回避することにより、選定対象地域の絞込みを行った。

ア 自然的特性条件

自然公園、保安林、鳥獣保護区特別保護地区などのほか急傾斜崩壊危険区域など災害の影響を受ける区域など、表4に掲げる条件を自然的特性条件とし、これらの規制を受ける区域を極力回避すること。

表4 自然的特性条件

条 件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備 考
1 自然公園地域	自然公園法第5条	優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の推進を図ることを目的として国又は県が指定 一定の行為については国又は県の許可が必要	
2 自然環境保全地域	自然環境保全法第17条、第22条 岩手県自然環境保全条例	自然環境の保全が特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を目的として国又は県が指定 (国が定める自然環境保全地域は管内に該当なし) 一定の行為については国又は県の許可が必要	
3 環境緑地保全地域	岩手県自然環境保全条例	良好な環境を維持するために必要な区域で一定規模以上の面積のものうち、自然環境を保全するために必要なものとして県が指定 一定の行為については県の許可が必要	
4 鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、国又は県が指定 (国が定める鳥獣保護区特別保護地区は管内に該当なし) 一定の行為については県の許可が必要	
5 国有林	森林法第7条の2、第10条の2	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理している森林 1ha以上の開発行為は県の許可が必要	
6 保安林	森林法第25条	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため、森林区域として国有林については国が指定 転用するには国又は県の指定解除が必要	
7 河川保全区域	河川法第54条、第55条	河川を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定	
8 緑の回廊	—	希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することを目的とし、国が指定	
9 砂防指定地	砂防法第2条	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき土地として国が指定	

条 件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備 考
10 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、第7条	崩壊するおそれのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	
11 地すべり防止区域	地すべり等防止法第18条	地すべりのおそれの極めて大きい地域及びそれに隣接する地域として国が指定 一定の行為については県の許可が必要	
12 地すべり危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずるおそれのある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	
13 山腹崩壊危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山地災害危険地区で山腹崩壊土砂が公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
14 なだれ危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹に積もった雪が斜面を崩れ落ち、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
15 崩壊土砂流出危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
16 土石流危険渓流	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	
17 地すべり地形分布図	一(国立研究開発法人防災科学研究所調査)	地滑り変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」についてその外形と基本構造(滑落崖・移動体)をマッピングしたもの	
18 浸水想定区域	水防法第14条	指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定	

イ 社会的特性条件

都市計画用途区域、農業振興地域、文化財、景観地区など、表5に掲げる条件を社会的特性条件とし、これらの規制を受ける区域を回避すること。

表5 社会的特性条件

条 件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備 考
19 都市計画区域	都市計画法第8条、第29条	用途地域の指定は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現するため、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えるもの	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20 農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第15条の2、第17条	市町が策定する農業振興地域整備計画により決定される 同計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる 一定の開発行為には県の許可が必要	農用地区域及び農業施設用地区域のみ除外
21 文化財等	文化財保護法第27条外	歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 現状を変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には国の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
22 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第95条	埋蔵文化財を包蔵する土地、又はその範囲 一定の行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
23 重要文化的景観	文化財保護法第134条	景観計画区域又は計画値区内にある文化的景観で、県又は市町が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして国が選定 一定の行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
24 巨樹・巨木林	一（環境省調査）	環境省調査により保存していくことが重要とされている巨樹・巨木林	影響範囲を半径100mとして除外
25 景観地区・準景観地区	景観法第61条、第74条	良好な景観の形成のために国が指定し、一定の制限を定めるもの	条件が該当する全域を除外

② 第1次選定結果

第1次選定では、自然的特性条件及び社会的特性条件により規制を受ける区域を回避したことにより、一関市及び平泉町の全体面積のうち約8割を選定区域から除外した。

その結果、第1次選定の抽出範囲は、図1のとおりとした。

抽出されたエリアは、593エリアで26,817.8ha、最大面積は704.4ha、最小面積は4.2haとなった。

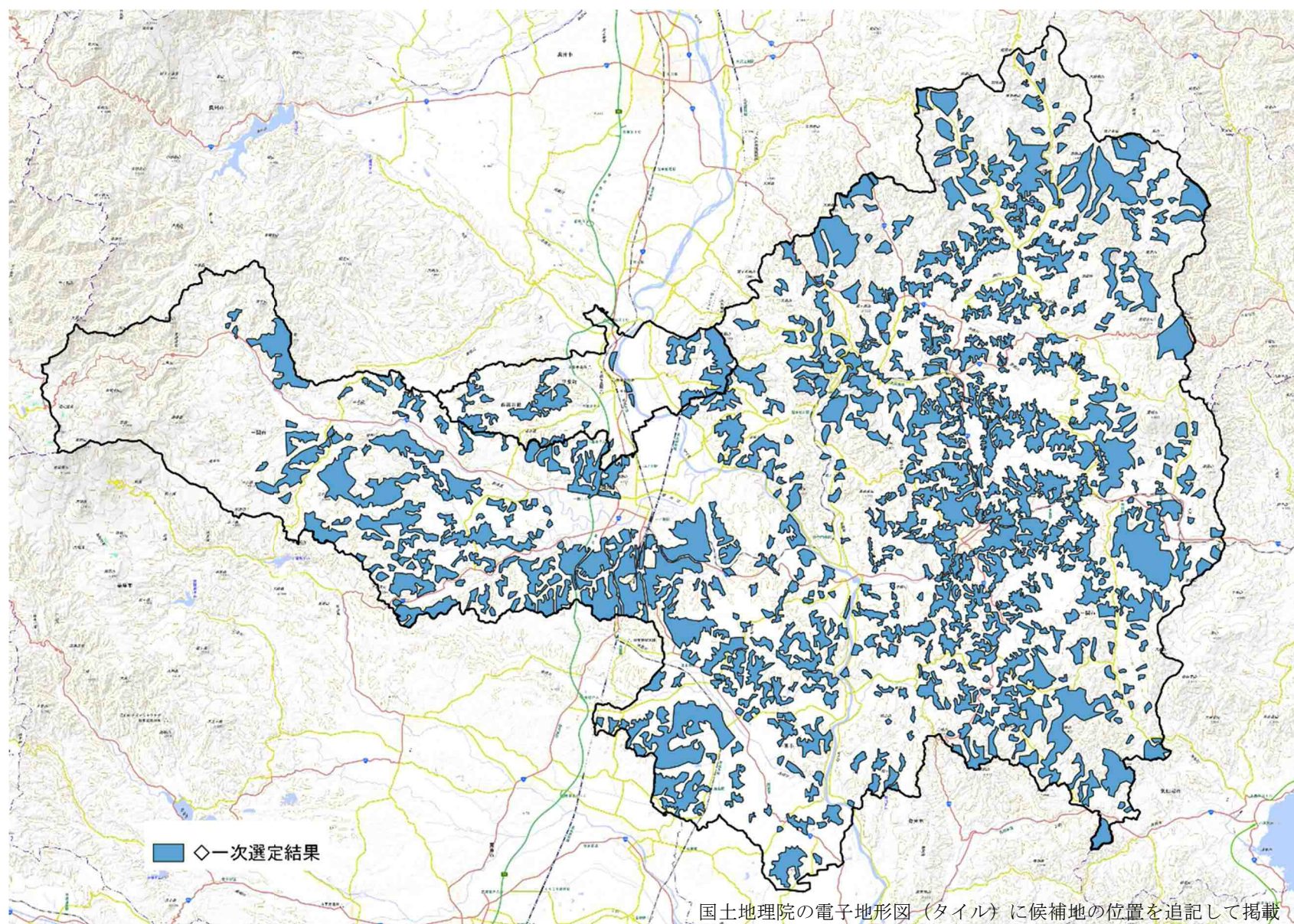


図1 第1次選定結果

(3) 候補地の情報提供の募集

第2次選定の段階において、委員会が、今後、候補地を絞り込むに当たっては、一般廃棄物最終処分場の整備に対する地元の理解や土地の現況などの情報が重要要素となり、事業の実現性に大きく関係するものと捉えた。

一方、一般廃棄物最終処分場の候補地については、その選定を委員会が行っていることは組合ホームページのほか一関市及び平泉町の広報を通じて周知してきており、報道もなされてきた。このことを受け、住民や任意団体などから候補地として提供してもよいという土地の情報が自発的に寄せられていた。

これらのことから、委員会では第2次選定の段階で、候補地として提供してもよいという土地の情報を広く一般公募し、その情報を候補地の選定評価に反映することとした。

① 募集方法

候補地に関する情報提供の募集は、次の方法により行い、情報提供の希望者に対し説明資料「整備候補地の情報提供を求めます」（資料編36ページ：資料2）と必要書類の様式を送付した。

ア 周知方法

(ア) プレスリリース（平成30年12月）

(イ) 組合ホームページへの掲載（平成30年12月～平成31年3月）

(ウ) 一関市及び平泉町の広報紙への掲載（平成31年2月号：1月下旬発行）

イ 募集期間

平成30年12月25日（火）～平成31年3月29日（金）

※ 当初の募集期間は、締切日を平成31年2月28日（木）までとしていたが、締切日が近づいても問い合わせが続いていたことから、締切日を1か月延長した。

② 寄せられた情報の取扱い

寄せられた情報は、第1次選定で回避する区域に該当しないことを確認した上で、第2次選定の評価に反映した。

具体的には、事業の実現性を考慮し、「土地取得の容易性」の項目において評価した。

「土地取得の容易性」については、候補地選定の重要な要素となることから、早い段階で考慮することが望ましく、そのため寄せられた情報については、第2次選定で10か所から20か所程度の候補地に絞り込む段階で選定評価に反映することとした。

③ 寄せられた情報の件数

一般廃棄物最終処分場と同時に募集したエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の候補地情報と合わせて、合計18件の情報が寄せられた。

寄せられた情報の内訳は次のとおりとなった。（重複あり）

ア 一般廃棄物最終処分場の候補地としての情報 12件

イ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の候補地としての情報 13件

ウ 両施設を一体的に整備する候補地としての情報 9件

(4) 第2次選定の条件と結果

① 第2次選定条件

第1次選定において選定された範囲から、絞り込み条件により絞り込みを行い、次に比較評価により順位を付け、10か所から20か所程度の候補地を選定することとした。

ア 絞り込み条件

表6に示す絞り込み条件により、適切な区域を抽出する。

表6 絞り込み条件

条 件	条件の考え方	絞り込み方法
学校、病院等からの距離	静寂が必要とされる、文教施設、厚生施設に近接しない候補地を選定する。	・ 文教施設(学校、幼稚園等)から300m以内でないこと。 ・ 厚生施設(病院、老人福祉施設等)から300m以内でないこと。
公共施設 (国・県の機関)	住民の利用頻度の多い施設に近接しない候補地を選定する。	住民等が日常的に利用する施設(庁舎、保健センター、市民センター、図書館、コミュニティセンター、社会体育施設、公園等)から300m以内でないこと。
公共施設 (市町村の機関)		
インフラ整備状況 (上水・下水)	施設整備後、維持管理を行っていかなければならないことから、インフラ設備の整備状況を考慮した候補地を選定する。 道路線形に従って、電気、上水、下水が整備されるため、管内主要道に隣接した土地を選定することにより、インフラ整備に優位性を確保できる。	・ 国道、主要地方道沿線の近隣に位置し、道路両脇1.5kmの範囲内とする。 ・ 取付道路の想定路線が鉄道踏切、高規格道路、河川等と交差し、高度な技術を要すると想定できる場合は除外する。 ・ 取付道路の想定接続先となる既存道路において、大型車両の通行が困難な区間が存在する場合は除外する。 ・ 取付道路の想定路線が適切な幅員や高さを確保できない事象が存在する場合は除外する。 ・ 取付道路の新設・拡張が必要な距離が短い位置とする。
道路状況	運搬の容易性、工事の容易性から、整備された道路に近接した候補地を選定する。	
土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成が容易と想定される候補地を選定する。	谷地を原則とするが、平地等を含めた柔軟な対応とする。
構造物等の有無	施設整備に影響する構造物の影響しない候補地を選定する。	国道、主要地方道、工場等の大規模構造物の影響のない場所とする。
人口分布	一般廃棄物の排出量は人口の分布と密接な関係があるため、人口分布を考慮した候補地を選定する。	組合管内における人口重心から半径15kmの範囲とする。

イ 評価方法

アによる絞込みの後、各候補地を次の手順で比較評価した。

(7) 評価対象候補地の分割

評価に当たり、20ha超の広大な面積となるエリアは、20ha程度になるまで鉄道や河川、道路などの線形によって分割し、評価することとした。

【分割の適用順】

- i 鉄道、高速道路、河川の線形で分割
- ii 県道、市道、私道の線形で分割（県道、市道、私道の幅員は、1.5m以上とする。）
- iii 地形（稜線等の候補地となりえない地形）で分割

(4) 評価項目

評価項目は、表7のとおり、基本要素6項目、重要要素4項目の合計10項目で評価した。

(5) 評価点

評価点の配点は、最高点を65点、最低点を15点とし、基本要素と重要要素の配分をおおむね5：5とした。

【配点】

評価点…………… ◎＝5点、○＝3点、△＝1点

要素区分による重みづけ… 基本要素＝×1、重要要素＝×2

表7 比較評価項目

評価項目	評価内容	評価基準	評価
基本要素 (×1)	1 人口重心からの距離	運搬コストに影響するため、組合管内の人口重心からの距離に応じて評価する。	人口重心からの距離が5km以内 ◎
			人口重心からの距離が5kmを超え10km以内 ○
			人口重心からの距離が10kmを超える △
	2 評価対象地内人口	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考え、候補地の対象地内人口数に応じて評価する。 ※ 評価対象地内人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する。	対象地内人口が10人以下 ◎
			対象地内人口が11人以上30人以下 ○
			対象地内人口が31人以上 △
	3 敷地面積	敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する。	対象面積が10ha以上 ◎
			対象面積が5ha以上10ha未満 ○
			対象面積が5ha未満 △
	4 隣接自治体からの距離	他行政の住民等との調整に影響するため、隣接する自治体の行政境からの距離に応じて評価する。	行政境からの距離が1km以上 ◎
			行政境からの距離が500m以上1km未満 ○
			行政境からの距離が500m未満 △
	5 道路状況	運搬コスト、工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する。	国道・主要地方道からの距離が1km以内 ◎
			国道・主要地方道からの距離が1kmを超える ○
	6 取付道の有無	候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する。	取付道の幅員が3m以上 ◎
			取付道の幅員が1.5m以上3m未満 ○
			取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない △
	7 土地の利用状況	土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する。	空地、未利用地、山林、農地等 ◎
			工場用地等 ○
			住宅地、商業施設用地等 △

評価項目		評価内容	評価基準	評価
重要要素 (×2)	8 構造物	主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する。	構造物を避けて 4ha 程度確保可能	◎
			構造物を避けずに 4 ha 程度確保できないが、構造物の移転が可能	○
			構造物を避けずに 4 ha 程度確保できず、構造物の移転が困難	△
	9 地形	施設整備の容易性に影響するため、土地の形状に応じて評価する。 ※ 沢は地形としては適当ではないため、沢を回避して必要面積確保の可否を確認する。	谷地で 4 ha 程度を確保可能	◎
			谷地と平地を合わせて 4 ha 程度を確保可能	○
			谷地と平地を合わせて 4 ha 程度を確保できない	△
	10 土地取得の容易性	土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する。 ※ 情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない。	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎
			構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○
			構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△

② 第2次選定結果

ア 評価対象候補地の分割結果

絞り込み条件による絞り込みを行い、①のイの(ア)により分割した結果、評価対象となった候補地は 687 か所となった。

イ 比較評価結果

比較評価の結果、最高点は59点、最低点は23点であった。

このうち、総合評価点で区切った上位41か所の評価結果は、表 8 のとおりであった。

表 8 比較評価結果表

比較項目 候補対象地		基礎要素 (× 1)							重要要素 (× 2)			総合評価
		(1) 人口 からの 距離	(2) 評価 対象 人口	(3) 敷地 面積	(4) 隣接 自治 体 からの 距離	(5) 道路 状況	(6) 有無 取付 道の	(7) 土地 利用 状況	(8) 構 造 物	(9) 地 形	(10) 土地 取得 の 容易 性	
一関市	158	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	59
一関市	159	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	59
一関市	332	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	59
一関市	75	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	57
一関市	276	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	57
一関市	472	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	57
一関市	510	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	57
一関市	512	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	57
一関市	536	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	57
一関市	548	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	57
一関市	252	△	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	55
一関市	320	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	323	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	386	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	392	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	506	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	534	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	562	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	572	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
一関市	607	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	55
平泉町	9	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	90	△	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	○	53
一関市	100	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	104	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	108	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	112	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	157	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	177	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	53
一関市	183	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	53
一関市	184	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	53
一関市	193	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	53
一関市	194	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	200	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	307	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	459	△	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	○	53
一関市	469	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	513	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	△	53
一関市	532	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	○	53
一関市	619	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	53
一関市	640	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	53
一関市	648	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	53

ウ 近接候補地の取扱いについて

第2次選定の評価に当たり、①のイの(ア)において候補地を便宜的に分割した。

しかし、施設整備は分割後の候補地の形状にとらわれるものではないことから、第2次選定における候補地の決定に当たり、ほぼ同条件考えられる近接の複数の候補地については、そのうちの1か所を代表候補地として選定した。

(ア) 近接とみなすもの

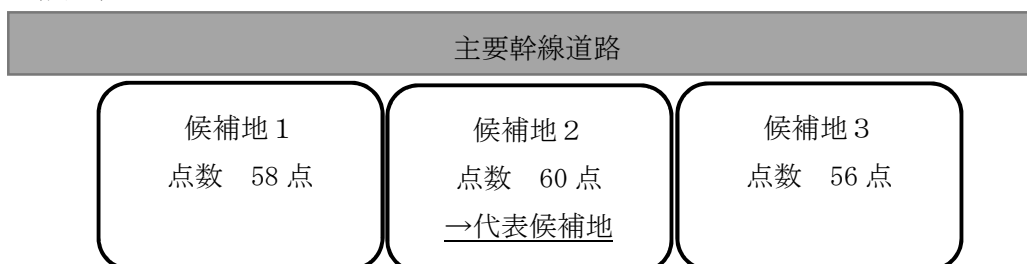
候補地が近接しており、かつ同一行政区内に存在しているもの

(対象地周辺の地形、道路、行政区等の関係を加味して取扱いを決定)

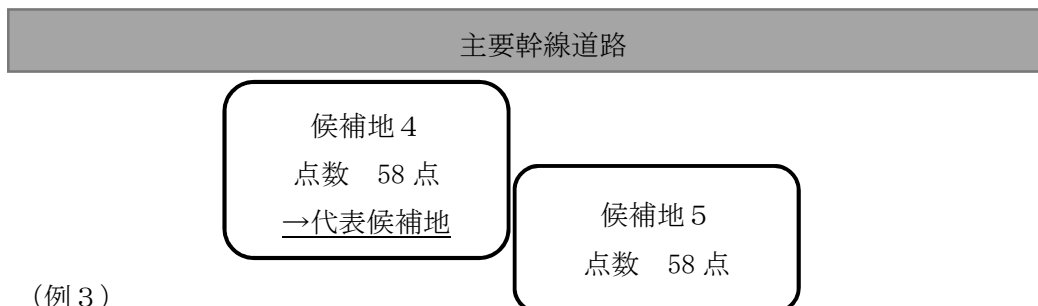
(イ) 代表候補地とするもの

- ㊦ 第2次選定の総合評価点が上位のもの
- ㊧ 第2次選定の総合評価点が同点の場合は、主要幹線道路により近接なもの
- ㊨ 第2次選定の総合評価点が同点で主要幹線道路からの距離も同等な場合は、放流地点により近接なもの
- ㊩ その他特殊な事情がある場合は個別に検討

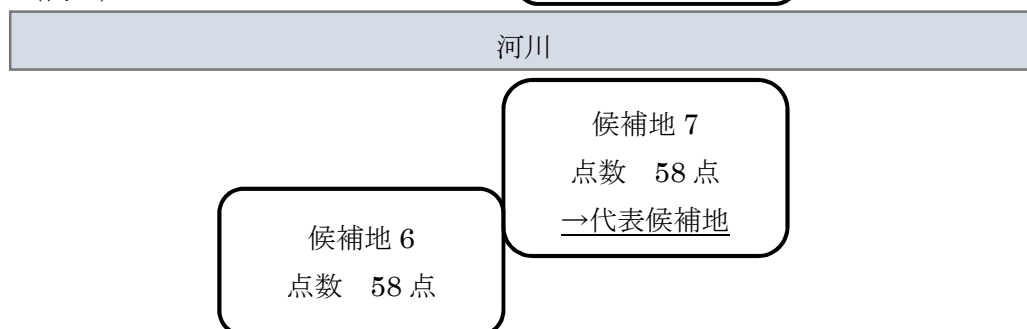
(例1)



(例2)



(例3)



(ウ) 近接候補地として取り扱う候補地及び代表候補地

No.158、No.159の代表候補地は、放流地点に近接しているNo.159とした。

エ 第2次選定における候補地の選定

第2次選定の評価結果（②のア）において、総合評価点が55点以上となる上位20か所のうち、②のイのウの代表候補地としない近接候補地（No.158）を除いた19か所を第2次選定候補地として選定した。

選定した第2次選定候補地は、図2のとおり。

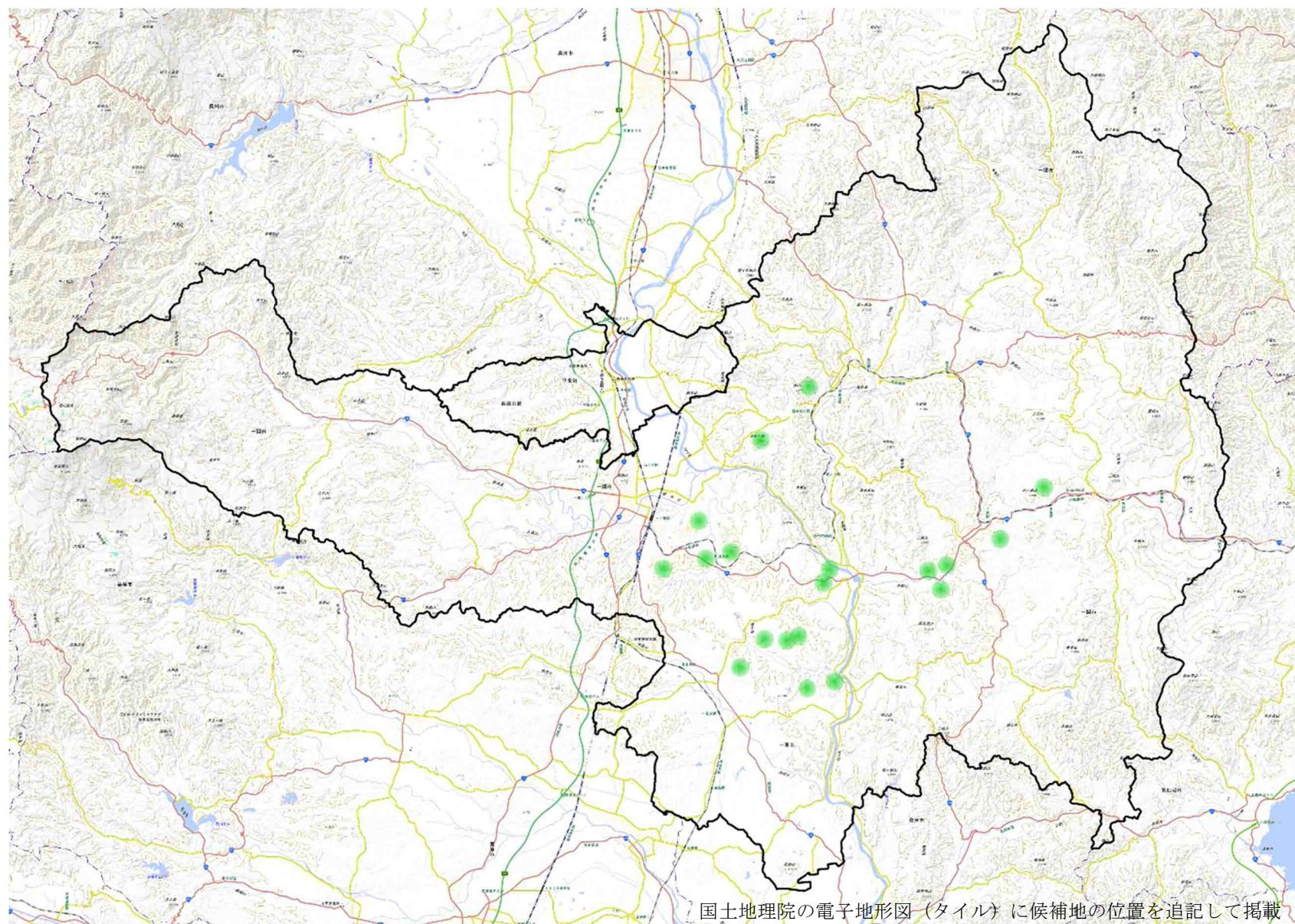


図2 第2次選定結果

(5) 第3次選定の条件と結果

① 第3次選定条件

第2次選定において選定された19か所の候補地について、評価①の評価により上位7か所から8か所の現地調査対象候補地を抽出し、抽出した現地調査対象候補地を評価②により評価して3か所から5か所程度を選定することとした。

ア 評価①

次の項目について評価を行い、第2次選定における評価点数に加算することとした。

(7) 評価項目

表 9 に示す評価項目により、比較評価することとした。

表9 評価①の評価項目

項 目	内 容
技術面の評価 (配点×1.0)	地盤・地質の調査
土地利用面の評価 (配点×0.5)	① 埋立完了後の土地利用 ② 必要容量確保の可否 ③ 土地利用計画
経済面の評価 (配点×1.5)	① 敷地造成費 ② 取付道路延長 ③ 浸出水排出管路延長 ④ 土地の価格 ⑤ 維持管理費
土地権利面の評価 (配点×1.5)	① 所有者数 ② 遠隔地在住の所有者数 ③ 未相続・筆界未定・共有の土地の有無 ④ 地役権・地上権の有無 ⑤ 抵当権等の有無
その他考慮すべき事項 (配点×0.5)	① 地域における土地利用の現状 ② 放流先河川の状況 ③ 希少動植物生息域状況 ④ その他

(イ) 配点及び採点基準

項目ごとに、次の評価を行うこととした。

(配点：合計最高点10点、合計最低点△10点)

+ 2	+ 1	0	- 1	- 2	除外
大いに 評価できる	少し 評価できる	少し 評価が劣る	かなり 評価が劣る	整備不可	

優 ← 劣

イ 評価②

現地調査対象候補地の現地調査を行い、各委員がそれぞれ採点した平均値を評価①の点数に加算することとした。

(ア) 評価項目

表10に示す評価項目により、比較評価することとした。

表10 評価②の評価項目

項 目	内 容
自然環境面の評価 (配点×１)	施設建設に伴う自然環境への影響を評価
生活環境面の評価 (配点×１)	施設建設に伴う生活環境への影響を評価
総合的評価 (配点×２)	候補地の総合的な評価

(イ) 配点及び採点基準

項目ごとに、次の評価を行うこととした。

(配点：合計最高点12点、合計最低点△12点)

+3	+2	+1	0	-1	-2	-3
大いに評価できる	評価できる	少し評価できる	少し評価が劣る	評価が劣る	かなり評価が劣る	

優 ← → 劣

② 第3次選定結果

ア 評価①

評価①の評価結果表は、表 11 のとおりであり、最高得点は 60 点、最低得点は 48.5 点であった。

評価①における各評価項目の評価の詳細を表 12、表 13、表 14、表 15 に、評価項目の説明を表 16 に示す。

評価①の結果、現地調査対象候補地を上位8か所とした。

表 11 評価①評価結果表

が現地調査対象候補地

候補地 No.	第2次 選定比 較評価	第3次選定評価①						合計	総計					
		技術面の評価		土地利用面の評価		経済面の評価				土地権利面の評価		その他考慮すべき事項		
			×1.0		×0.5		×1.5				×1.5		×0.5	
75	57	点数	除外		除外		除外		除外		除外	除外		
		コメント			・容量確保不可 (最大確保容量 50,000 m³)						除外	除外		
159	59	点数	△ 1 ×1.0=△1.0		△ 1 ×0.5=△0.5		1 ×1.5=1.5		2 ×1.5=3.0		△ 1 ×0.5=△0.5	2.5	61.5	
		コメント	・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：×		・埋立段数：4 段		・造成面積：38,300 m² ・取付道路延長：1,650m ・放流河川までの距離：90m		・所有者数：2 人		・放流先河川に漁業権 あり			
252	55	点数	0 ×1.0=0.0		2 ×0.5=1.0		△ 2 ×1.5=△3.0		0 ×1.5=0.0		0 ×0.5=0.0	△ 2.0	53.0	
		コメント	・地層の状態：× ・盛土流用：△ ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：△		・埋立段数：1 段		・造成面積：71,000 m² ・取付道路延長：160m ・放流河川までの距離：640m		・所有者数：14 人					
276	57	点数	1 ×1.0=1.0		1 ×0.5=0.5		0 ×1.5=0.0		1 ×1.5=1.5		0 ×0.5=0.0	3.0	60.0	
		コメント	・地層の状態：△ ・盛土流用：△ ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：△		・埋立段数：2 段		・造成面積：67,000 m² ・取付道路延長：70m ・放流河川までの距離：40m		・所有者数：6 人 ・遠隔地在住の所有者数：2 人					
320	55	点数	除外		除外		除外		除外		除外		除外	除外
		コメント			・容量確保不可 (最大確保容量 120,000 m³)								除外	除外
323	55	点数	-		0 ×0.5=0.0		1 ×1.5=1.5		0 ×1.5=0.0		除外		除外	除外
		コメント			・埋立段数：3 段		・造成面積：55,700 m² ・取付道路改良不要 ・放流河川までの距離：60m		・所有者数：13 人 ・遠隔地在住の所有者数：1 人		・頭首工あり			
332	59	点数	0 ×1.0=0.0		1 ×0.5=0.5		1 ×1.5=1.5		△ 1 ×1.5=△1.5		0 ×0.5=0.0	0.5	59.5	
		コメント	・地層の状態：△ ・盛土流用：△ ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：×		・埋立段数：2 段		・造成面積：43,900 m² ・取付道路改良不要 ・放流河川までの距離：70m		・所有者数：58 人 ・遠隔地在住の所有者数：2 人 ・未相続・筆界未定・共有の土 地の名義数：51 人					
386	55	点数	除外		除外		除外		除外		除外		除外	除外
		コメント			・容量確保不可 (最大確保容量 140,000 m³)								除外	除外
392	55	点数	△ 2 ×1.0=△2.0		1 ×0.5=0.5		0 ×1.5=0.0		0 ×1.5=0.0		0 ×0.5=0.0	△ 1.5	53.5	
		コメント	・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：×		・埋立段数：2 段		・造成面積：45,800 m² ・取付道路改良不要 ・放流河川までの距離：940m		・所有者数：21 人 ・遠隔地在住の所有者数：1 人 ・未相続・筆界未定・共有の土 地の名義数：10 人					
472	57	点数	△ 2 ×1.0=△2.0		1 ×0.5=0.5		0 ×1.5=0.0		△ 1 ×1.5=△1.5		0 ×0.5=0.0	△ 3.0	54.0	
		コメント	・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：×		・埋立段数：2 段		・造成面積：61,000 m² ・取付道路延長：160m ・放流河川までの距離：260m		・所有者数：49 人 ・未相続・筆界未定・共有の土 地の名義数：44 人					

506	55	点数 コメント	△ 1 × 1.0 = △ 1.0 ・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：△	2 × 0.5 = 1.0 ・埋立段数：1 段	0 × 1.5 = 0.0 ・造成面積：53,900 m ² ・取付道路改良不要 ・放流河川までの距離：480m	0 × 1.5 = 0.0 ・所有者数：16 人 ・遠隔地在住の所有者数：1 名 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：9 人	0 × 0.5 = 0.0	0.0	55.0
510	57	点数 コメント	0 × 1.0 = 0.0 ・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：△	1 × 0.5 = 0.5 ・埋立段数：2 段	△ 2 × 1.5 = △ 3.0 ・造成面積：65,300 m ² ・取付道路延長：750m ・放流河川までの距離：490m	0 × 1.5 = 0.0 ・所有者数：13 人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：4 人	0 × 0.5 = 0.0	△ 2.5	54.5
512	57	点数 コメント	△ 1 × 1.0 = △ 1.0 ・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：△	1 × 0.5 = 0.5 ・埋立段数：2 段	0 × 1.5 = 0.0 ・造成面積：68,700 m ² ・取付道路延長：230m ・放流河川までの距離：30m	2 × 1.5 = 3.0 ・所有者数：3 人	0 × 0.5 = 0.0	2.5	59.5
534	55	点数 コメント	△ 2 × 1.0 = △ 2.0 ・地層の状態：△ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：×	2 × 0.5 = 1.0 ・埋立段数：1 段	△ 1 × 1.5 = △ 1.5 ・造成面積：64,500 m ² ・取付道路改良不要 ・放流河川までの距離：980m	△ 1 × 1.5 = △ 1.5 ・所有者数：124 人 ・遠隔地在住の所有者数：1 人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：115 人	0 × 0.5 = 0.0	△ 4.0	51.0
536	57	点数 コメント	除外 ・容量確保不可 (最大確保容量 36,000 m ³)	除外	除外	除外	除外	除外	除外
548	57	点数 コメント	△ 1 × 1.0 = △ 1.0 ・地層の状態：△ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：△ ・微地形の変状など：×	2 × 0.5 = 1.0 ・埋立段数：1 段	0 × 1.5 = 0.0 ・造成面積：55,300 m ² ・取付道路延長：300m ・放流河川までの距離：290m	0 × 1.5 = 0.0 ・所有者数：11 人 ・遠隔地在住の所有者数：1 人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：3 人	0 × 0.5 = 0.0	0.0	57.0
562	55	点数 コメント	△ 1 × 1.0 = △ 1.0 ・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：△	△ 2 × 0.5 = △ 1.0 ・埋立段数：5 段	2 × 1.5 = 3.0 ・造成面積：38,000 m ² ・取付道路改良不要 ・放流河川までの距離：240m	1 × 1.5 = 1.5 ・所有者数：10 人	0 × 0.5 = 0.0	2.5	57.5
572	55	点数 コメント	△ 1 × 1.0 = △ 1.0 ・地層の状態：△ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：△	0 × 0.5 = 0.0 ・埋立段数：3 段	1 × 1.5 = 1.5 ・造成面積：43,900 m ² ・取付道路改良不要 ・放流河川までの距離：60m	0 × 1.5 = 0.0 ・所有者数：18 人 ・遠隔地在住の所有者数：1 人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：10 人	△ 1 × 0.5 = △ 0.5 ・近隣ご神社あり	0.0	55.0
607	55	点数 コメント	△ 2 × 1.0 = △ 2.0 ・地層の状態：○ ・盛土流用：× ・湧水・表流水：× ・微地形の変状など：×	2 × 0.5 = 1.0 ・埋立段数：1 段	△ 1 × 1.5 = △ 1.5 ・造成面積：56,500 m ² ・取付道路延長：340m ・放流河川までの距離：580m	△ 2 × 1.5 = △ 3.0 ・所有者数：60 人 ・遠隔地在住の所有者数：48 人 ・未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：57 人 ・地役権設定地有	0 × 0.5 = 0.0	△ 5.5	49.5

表 12 技術

候補地 No.	地層の状態 (上段：表層部 下段：基盤岩)	盛土流用 (上段：表層部 下段：基盤岩)	湧水・表流水
75	-	-	-
159	○：自然勾配 30° 程度 ○：未風化で硬質、 節理面は受け盤構造	○：砂礫、粘土混じり礫 ×：岩塊(礫)	△：0～50ℓ/min (沢底部) 伏流・浸透した地下水が沢本流へ向け て合流、流量多い
252	×：砂分が多く透水性高い △：強風化により低固結軟岩状	△：粘土混じり砂※ ○：砂(マサ土)	△：1～10ℓ/min (谷地出口) 谷底部では主に伏流
276	○：主に粘性土 △：強風化により低固結軟岩状	△：粘性土※ ○：砂(マサ土)	△：5～20ℓ/min (左右水路) 谷底の水田箇所は湿地状
320	-	-	-
323	-	-	-
332	○：主に粘性土 △：強風化により低固結軟岩状 礫交じり土砂状、 自然勾配 30～50° 程度	△：粘性土※ ○：砂(マサ土) 礫交じり砂・粘土	△：0～50L/min (沢底部) 谷底の水田箇所は湿地状 水田箇所以外は谷底にマサ土起源の風 化物が厚く堆積し、地下水が伏流
386	-	-	-
392	○：粘性土、礫交じり粘土 ○：硬質、節理面は流れ盤構造	△：粘性土※ ×：岩塊(礫)	×：常時は表流水なし 浸食や岩片の堆積状況から降雨時の流 量は多いと想定される
472	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：10ℓ/min (水路) 谷底の水田箇所は湿地状 集水地形で谷底の地下水量が多く、一 部でため池状(地下水位高い)
506	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：20ℓ/min 以上 地下水位が高く概ね湿地状
510	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	△：5ℓ/min (左右水路) 谷底の水田箇所は湿地状
512	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩 硬質、節理面は主に受け盤 構造	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※ 岩塊(礫)	△：10～20ℓ/min (水路、沢) 谷底の水田箇所は湿地状
534	△：礫・岩片混じり土砂 ○：硬質、節理面は主に流れ盤 構造	○：砂礫、粘土混じり礫 ×：岩塊(礫)	×：3～30ℓ/min (沢底部) 集水面積広く、降雨時の流量多い
536	-	-	-
548	△：粘性土、礫交じり土砂 ○：低固結軟岩	△：粘性土ほか※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	△：20ℓ/min (水路) 谷底の水田箇所は湿地状
562	○：主に粘性土 ○：低固結軟岩	△：粘性土※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：2ℓ/min (湿地部表流水) 主に湿地内を浸透、 敷地外への排水量が少なく、貯留され る(地下水位面高い)
572	△：粘性土、礫交じり土砂 ○：低固結軟岩	△：粘性土ほか※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	△：8ℓ/min (河底部表流水) ×：山地中腹からの湧水あり ため池からの水みちがある可能性あり
607	○：砂、粘性土 ○：低固結軟岩	△：砂、粘性土など※ ×：砂質粘土など (金沢層)※	×：集水面積大きく、湧水量多い 下流にため池あり

※高含水比で改良が必要

面の評価

微地形の変状など	総合評価	点数
-	-	-
△：東側枝沢に崩壊地形あり ×：堰堤は満砂の状態、沢の上流から土砂流入の可能性あり	△：多量の湧水及び土砂の流入への対策必要	△1
△：下流側の幅 30～40mの谷底に緩い崩積土砂が堆積 所々に小段あり（表層の流出跡）	○：谷底湿地の地盤改良の対策必要	0
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 △：一部にのみ崩壊地形と移動土塊あり	◎：谷底湿地の地盤改良の対策必要	1
-	-	-
-	-	-
△：谷地下流部の谷底は水田、軟質土層の層厚確認必要 △：花崗岩岩盤の風化が深部に及び砂状に崩れ易く、表流水の浸食を受け易い ×：調査地内に複数の破碎帯が想定され、破碎帯の傾斜方向は北西で流れ盤構造	△：谷底湿地の地盤改良の対策必要 花崗岩の風化が進み、また、複数の破碎帯が流れ盤構造を形成するため、地山の強度確認が必要	0
-	-	-
×：集水面積が小さい枝沢も浸食が進み深く掘り下げられる	×：降雨時の流量多く、上部の崩壊土層は非常に浸食を受け易い	△2
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ×：調査地一体に崩壊地形が多数確認される	×：調査地一体に崩壊地形が多く、脆弱な地盤と想定	△2
△：谷底に湿地帯が連続する 軟質土層の層厚確認必要	△：下流の勾配が緩く、排水路の勾配が取れず暗渠管の位置を深くできない	△1
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ○：河底に基盤岩が露出する点から、軟質土層は薄いと推定	○：施工に地盤改良必要	0
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ○：河底に基盤岩が露出する点から、軟質土層は薄いと推定 △：一部硬質の岩盤であり掘削困難	△：一部に薄衣式礫岩の硬質岩盤が分布し、掘削が困難	△1
△：流れ盤構造であり、切土勾配に注意 ×：硬質岩盤の掘削困難 ×：ため池堤体からの漏水あり、排水の処理必要	×：降雨時の湧水・表流水の増可が見込まれ、岩盤掘削が困難	△2
-	-	-
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ×：上部に位置する滝沢層は非常に浸食を受けやすい 表層の崩壊あり	△：滝沢層部分の切土勾配を緩く取る必要あり	△1
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要 ○：崩壊は斜面表層のみ、大規模で構造的なものは認められない	△：谷底湿地の地盤改良の対策必要、地下水位面高い	△1
△：谷底は水田であり、軟質土層の層厚確認必要	△：滝沢層部分の切土勾配を緩く取る必要あり 地下水の流路に注意必要	△1
△：沢沿いの斜面は浸食を受け、急勾配で不安定 ×：周辺に崩壊地形が多く、地山の岩盤層が劣化していると判断	×：湧水多く、岩盤層の劣化から不適と評価	△2

表 13 土地利用面の評価

候補地No.	計画埋立容量 (㎡)	埋立段数 (段)	点数
75	50,000	－	除外
159	180,000	4	△1
252	202,000	1	2
276	185,000	2	1
320	120,000	－	除外
323	210,000	3	0
332	190,000	2	1
386	140,000	－	除外
392	199,000	2	1
472	240,000	2	1
506	210,000	1	2
510	230,000	2	1
512	180,000	2	1
534	190,000	1	2
536	36,000	－	除外
548	200,000	1	2
562	182,000	5	△2
572	180,000	3	0
607	210,000	1	2

表 14 経済面の評価

候補地No.	造成面積 (㎡)	評価 (50%)	取付道路 延長 (m)	評価 (25%)	放流先まで の距離 (m)	評価 (25%)	合計	総合評価
75		－		－		－	－	－
159	38,300	2	1,650	△2	90	2	1.00	1
252	71,000	△2	160	0	640	△1	△1.25	△2
276	67,000	△1	70	1	40	2	0.25	0
320		－		－		－	－	－
323	55,700	0	0	2	60	2	1.00	1
332	43,900	1	0	2	70	2	1.50	1
386		－		－		－	－	－
392	45,800	1	0	2	940	△2	0.50	0
472	61,000	0	160	0	260	1	0.25	0
506	53,900	0	0	2	480	0	0.50	0
510	65,300	△1	750	△2	490	0	△1.00	△2
512	68,700	△1	230	0	30	2	0.00	0
534	64,500	△1	0	2	980	△2	△0.50	△1
536		－		－		－	－	－
548	55,300	0	300	0	290	1	0.25	0
562	38,000	2	0	2	240	1	1.75	2
572	43,900	1	0	2	60	2	1.50	1
607	56,500	0	340	△1	580	△1	△0.50	△1

表 15 土地権利面の評価

候補地 No.	所有者数 (人)	評価 (4割)	遠隔地在 住の所有 者数 (人)	評価 (3割)	未相続・ 筆界未定 ・共有の 土地の名 義数 (人)	評価 (2割)	地役権・ 地上権の 有無	評価 (1割)	合計	総合 評価
75		-		-		-		-	-	-
159	2	2		1		1		1	1.4	2
252	14	0		1		1		1	0.6	0
276	6	2	2	0		1		1	1.1	1
320		-		-		-		-	-	-
323	13	0	1	0		1		1	0.3	0
332	58	△2	2	0	51	△2		1	△1.1	△1
386		-		-		-		-	-	-
392	21	△1	1	0	10	0		1	△0.3	0
472	49	△2		1	44	△2		1	△0.8	△1
506	16	0	1	0	9	0		1	0.1	0
510	13	0		1	4	0		1	0.4	0
512	3	2		1		1		1	1.4	2
534	124	△2	1	0	115	△2		1	△1.1	△1
536		-		-		-		-	-	-
548	11	1	1	0	3	0		1	0.5	0
562	10	1		1		1		1	1.0	1
572	18	0	1	0	10	0		1	0.1	0
607	60	△2	48	△2	57	△2	地役権	0	△1.8	△2

表 16 評価項目説明資料

評価項目	技術面の評価		土地利用面の評価		経済面の評価		土地権利面の評価		その他考慮すべき事項	
配点	2点×1.0		2点×0.5		2点×1.5		2点×1.5		2点×0.5	
10	地盤・地質の状況	長期間焼却灰等を埋め立て、埋立完了後も管理する必要のある施設のため、地盤・地質の専門業者による現況調査の結果で評価する。	埋立完了後の土地利用	焼却灰などを埋め立てる段数に応じて評価する。	敷地造成費	工事面積に応じて評価する。	所有者数	所有者数に応じて評価する。	その他考慮すべき事項	《地域における土地利用の現状》 候補地に神社仏閣があり、その土地が地域の信仰の対象となっているなどの考慮すべき事情を評価する。 《放流先河川の状況》 浸出水の放流先となる河川に漁業権が設定されていたり、放流先付近に飲料水の取水口等があるなど考慮すべき事情を評価する。 《その他》 その他個別の事情があれば評価する。
20										
30										
40										
50					取付道路延長	取付道路は、2車線の国県道又は市道から候補地まで新設・改良するものとし、その延長に応じて評価する。	遠隔地在住の所有者数	おおむね、盛岡、仙台（自動車移動で片道2時間程度の距離）より遠くを遠隔地とし、遠隔地の在住者数に応じて評価する。		
60										
70										
80										
90					浸出水排水管路延長	浸出水排水管路は、候補地から放流先河川まで新設・改良するものとし、その延長に応じて評価する。	未相続・筆界未定・共有の土地の有無	明らかに相続が行われていない土地や、筆界未定の土地、共有地の有無を評価する。		
100	地役権・地上権の有無	地役権・地上権の有無を評価する。								
除外			必要容量確保の可否	埋立容量として178,000 m ³ 程度が確保できない場合は除外する。					その他考慮すべき事項	個別の事情により、用地造成等ができないと判断される場合は除外する。
上記のほか考慮した項目			土地利用計画	国、県、一関市及び平泉町において特定の目的をもって土地を集積する計画について調査したが、該当はなかった。	土地の価格	各候補地は主に山林や原野などのため、山林の固定資産税評価額を確認したところ、16.50～25.00/㎡と有意な差は確認できなかった。	抵当権等の有無	抵当・根抵当・差押等の権利登記がされた土地があるが、土地取得上の支障項目として評価しない。	希少動植物生息状況	県に照会した結果、一部希少動植物の生息が確認されたことがある候補地はあったが、整備を制限される候補地はなかった。
					維持管理費	候補地の場所に関わらず、施設自体の維持管理費には大きな差異はないことから、支障項目として評価しない。				

イ 評価②の評価結果

現地調査対象候補地 8 か所を現地調査の上、評価②の評価を行った。

評価②の評価結果表は、表17のとおりであった。

表 17 第 3 次選定相対評価結果表

候補地 No.	第 2 次 選定	第 3 次選定					総計 A+B+C
	比較 評価 (A)	評価① (B)	評価②				
			1 自然環境面の評価	2 生活環境面の評価	3 総合評価	合計	
			× 1	× 1	× 2	(C)	
159	59	2.5	$\triangle 0.7 \times 1 = \triangle 0.7$	$0.7 \times 1 = 0.7$	$\triangle 0.9 \times 2 = \triangle 1.8$	$\triangle 1.8$	59.7
276	57	3.0	$0.1 \times 1 = 0.1$	$0.1 \times 1 = 0.1$	$0.9 \times 2 = 1.8$	2.0	62.0
332	59	0.5	$0.1 \times 1 = 0.1$	$\triangle 0.3 \times 1 = \triangle 0.3$	$\triangle 0.9 \times 2 = \triangle 1.8$	$\triangle 2.0$	57.5
506	55	0.0	$\triangle 0.6 \times 1 = \triangle 0.6$	$\triangle 0.3 \times 1 = \triangle 0.3$	$\triangle 0.7 \times 2 = \triangle 1.4$	$\triangle 2.3$	52.7
512	57	2.5	$0.1 \times 1 = 0.1$	$\triangle 0.1 \times 1 = \triangle 0.1$	$0.1 \times 2 = 0.2$	0.2	59.7
548	57	0.0	$\triangle 0.3 \times 1 = \triangle 0.3$	$\triangle 0.7 \times 1 = \triangle 0.7$	$\triangle 0.1 \times 2 = \triangle 0.2$	$\triangle 1.2$	55.8
562	55	2.5	$0.0 \times 1 = 0.0$	$0.3 \times 1 = 0.3$	$0.1 \times 2 = 0.2$	0.5	58.0
572	55	0.0	$0.0 \times 1 = 0.0$	$\triangle 0.6 \times 1 = \triangle 0.6$	$0.3 \times 2 = 0.6$	0.0	55.0

※評価②は各委員の点数の平均を小数点第 2 位で四捨五入した値

ウ 候補地の選定

委員会は、総計点で上位から●か所を候補地として選定した。

候補地に選定した●か所は、図 3 のとおりである。

(全体図)

図3 第3次選定結果（全体図）

候補地① No.●●● (所在字)

(位置図)

候補地② No.●●● (所在字)

(位置図)

候補地③ No.●●● (所在字)

(位置図)

おわりに

本委員会は、約1年7か月間にわたり、延べ9回の協議を重ねてきましたが、評価にあたっては、すべての評価項目について、現時点で可能な限りの判断材料となる資料を取り揃え、客観的な評価ができるよう努めました。

評価項目の中には、地質、希少動植物など、候補地選定の段階では、詳細な調査が困難な項目もありましたが、各種資料の確認、現地踏査等により現況を把握した上で評価をしました。これらの点については、組合において、候補地を決定した後に、環境影響調査や地質調査が実施されていく中で、環境保全や防災性などに関する詳細な検証が必要と思われます。

なお、本委員会の役割は、整備候補地の選定をすることにあります。今後、次のような点に配慮することが望まれます。

- ・ 今後、埋立方式、水処理等についても、より詳細な検討が加えられるものと思われる。

これらの点については、選定される候補地の地元の安全確保・生活環境の保全に配慮し、理解を十分に得るとともに、地域全体の問題として捉え、整備を進められたいこと。

・

一般廃棄物最終処分場が地域に調和し、環境にやさしく、循環型社会の形成に貢献するとともに、住民にとって、「安全・安定」はもとより「安心」な施設となることを要望し、以上を当委員会の報告とします。

資 料 編

資料 1 一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場

候補地選定委員会設置要綱

平成29年12月26日

一関地区広域行政組合告示第50号

改正 平成30年3月29日 告示第22号

(設置)

第1 平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づく一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の整備候補地の選定等を行うため、一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 最終処分場の整備候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、管理者が招集する。

2 委員会の会議は、半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、候補地の選定等の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人及びその他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの並びに事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを他人に漏らしてならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務管理課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄) (平成29年12月26日告示第50号)

平成29年12月26日から施行する。

制定文(抄) (平成30年3月29日告示第22号)

平成30年4月1日から施行する。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設・一般廃棄物最終処分場 整備候補地の情報提供を求めます

情報提供を求める期間：平成 30 年 12 月 25 日(火)～平成 31 年3月 29 日(金)

1 趣旨

一関地区広域行政組合では、焼却施設の老朽化や最終処分場の埋立残容量が逼迫する中で、新たなエネルギー回収型一般廃棄物処理施設と一般廃棄物最終処分場の整備に向けて、施設ごとに専門家による候補地選定委員会を設置し候補地の選定を段階的に進めています。

各選定委員会での協議の内容は、随時、組合ホームページ、市町の広報により住民の皆さまにお知らせしてきたところです。

各選定委員会では、現在、第 2 次選定段階にあり、今後、候補地を絞り込む際には、施設整備に対する地元の理解や土地の現況などの土地情報が重要要素となり、事業の実現性に大きく関係するものであると捉えています。また、すでに住民の皆さまからは候補地に関する自発的な情報提供が寄せられている状況も踏まえ、広く住民の皆さまから情報提供を求めることとし、それらの情報を適切に候補地選定に反映することとしました。

新たな一般廃棄物処理施設の整備に向け、情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 情報提供をいただく方について

(1) 土地の所有者等

(土地を所有する個人・法人または当該土地を管理している者)

※ 複数の土地所有者等から情報提供する場合は、連名によることとします。

※ 「当該土地を管理している者」とは、未相続物件や共有地などの場合、実質的に当該土地を管理している者などをいいます。

(2) 土地が所在する自治会等

(自治会、町内会、民区、地域協働体などの任意団体)

※ 上記(1)の土地所有者等以外にも、当該土地が所在する自治会等から情報を求めるものです。

※ 当該土地が複数の自治会等にまたがるときは、該当する全ての自治会等の代表者の連名によることとします。

※ 土地所有者等（当該土地が未相続物件や共有地などの場合、実質的に当該土地を管理している者を含む）の同意が得られていることが必要です。

3 情報を求める土地の条件について

各施設の基本的な条件は、次のとおりです。

(1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

① 約 5 ha（約 50,000 m²）を確保できる土地であること

② 第 1 次選定の除外条件に該当しない土地であること

* 詳細は別紙 1 及び図 1 のとおり

(2) 一般廃棄物最終処分場

- ① 約4 ha (約 40,000 m²) を確保できる土地であること
- ② 第1次選定の除外条件に該当しない土地であること

* 詳細は別紙2及び図2のとおりです。

※ 別紙1及び別紙2に示す「情報提供に係る基本的な条件」のうち第1次選定（除外条件）該当の有無は、広域行政組合において確認することから、情報提供者において確認いただく必要はありません。

4 情報提供の方法について

(1) 情報提供は書面により行うこととし、情報提供時の必要書類は次のとおりです。

- ① 様式1（土地所有者等用）又は様式2（自治会等用）
- ② 別紙1（所在地及び土地所有者一覧表）
- ③ 位置図（土地の所在がわかる図面など）
- ④ その他参考資料

(2) 提出先

一関地区広域行政組合 総務管理課
一関市竹山町7-2

5 寄せられた情報の取扱いについて

寄せられた候補地の情報は、全て各選定委員会に報告するとともに、「情報提供に係る基本的な条件」（第1次選定（除外条件）に該当しないことなど）に合致することを広域行政組合で確認のうえ、第2次選定における評価に反映することとなります。

なお、第2次選定の選定条件・比較評価の基準については各選定委員会において現在、検討中です。

また、情報提供者本人への結果通知は、第2次選定結果の公表をもってこれに代えます。

6 情報提供者の公表等について

情報提供者の氏名等は公表しません。

なお、情報提供の有無（情報提供があったこと）は第2次選定の資料に表示することとなります。

7 その他

各選定委員会の候補地選定状況については、組合ホームページに随時掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、候補地選定の進め方については、参考資料「候補地選定フロー」をご覧ください。

問い合わせ先

一関地区広域行政組合 総務管理課

〒021-8501 一関市竹山町7-2 TEL 21-2111(内 8751) FAX 31-3224

メールアドレス somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

ホームページ <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>

① 整備候補地の条件等

選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約 5 ha (50,000 m ²) 内訳 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地 : 約 4 ha 余熱活用施設敷地 : 約 1 ha
そ の 他	※ 余熱活用施設の整備は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地が決定した後に地域と協議のうえ検討されることから、候補地選定においては余熱活用施設の敷地面積を仮に 1 ha と設定して必要面積に加えて選定。 ※ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の概要 施設規模：焼却処理能力 105 t / 日（稼働開始年度に応じ適宜見直し） 敷地面積：約 4 ha（約 40,000 m²） 対象廃棄物：焼却対象一般廃棄物（粗大ごみを含む） 使用年数：40 年程度（使用開始後 20 年程度で基幹改良を想定） 整備内容：当初は、エネルギー回収棟、管理・啓発棟、計量棟、ストックヤード、資材棟、車庫棟、駐車場、洗車場、災害時ストックヤードなど整備予定。リサイクル棟は将来的な移転を考慮し敷地のみ確保する。

② 第 1 次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18 項目）]

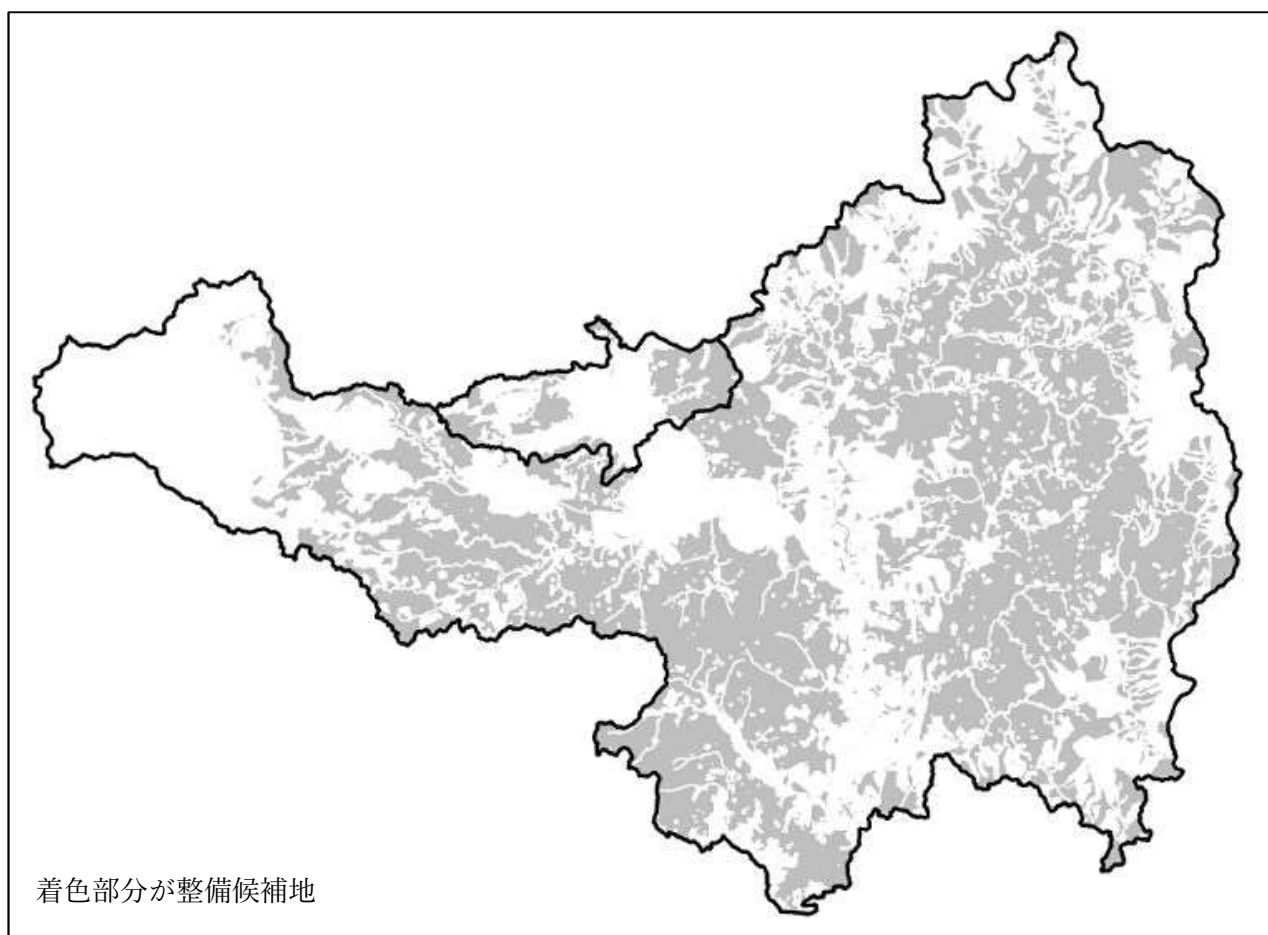
条 件	除外の方法
1. 自然公園地域	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
16. 土石流危険渓流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（6項目）]

条 件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 文化財等	影響範囲を半径 100mとして除外
21. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
22. 重要文化的景観	条件が該当する全域を除外
23. 巨樹・巨木林	影響範囲を半径 100mとして除外
24. 景観地区・準景観地区	条件が該当する全域を除外

【エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会第1次選定結果図】

図 1



※ 詳細は、広域行政組合総務管理課へお問い合わせください。

① 整備候補地の条件等

選 定 範 囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必 要 面 積	約 4 ha (40,000 m ²)
埋 立 年 数	25 年間 (15 年間)
埋 立 容 量	178,000 m ³ (107,962 m ³)
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣

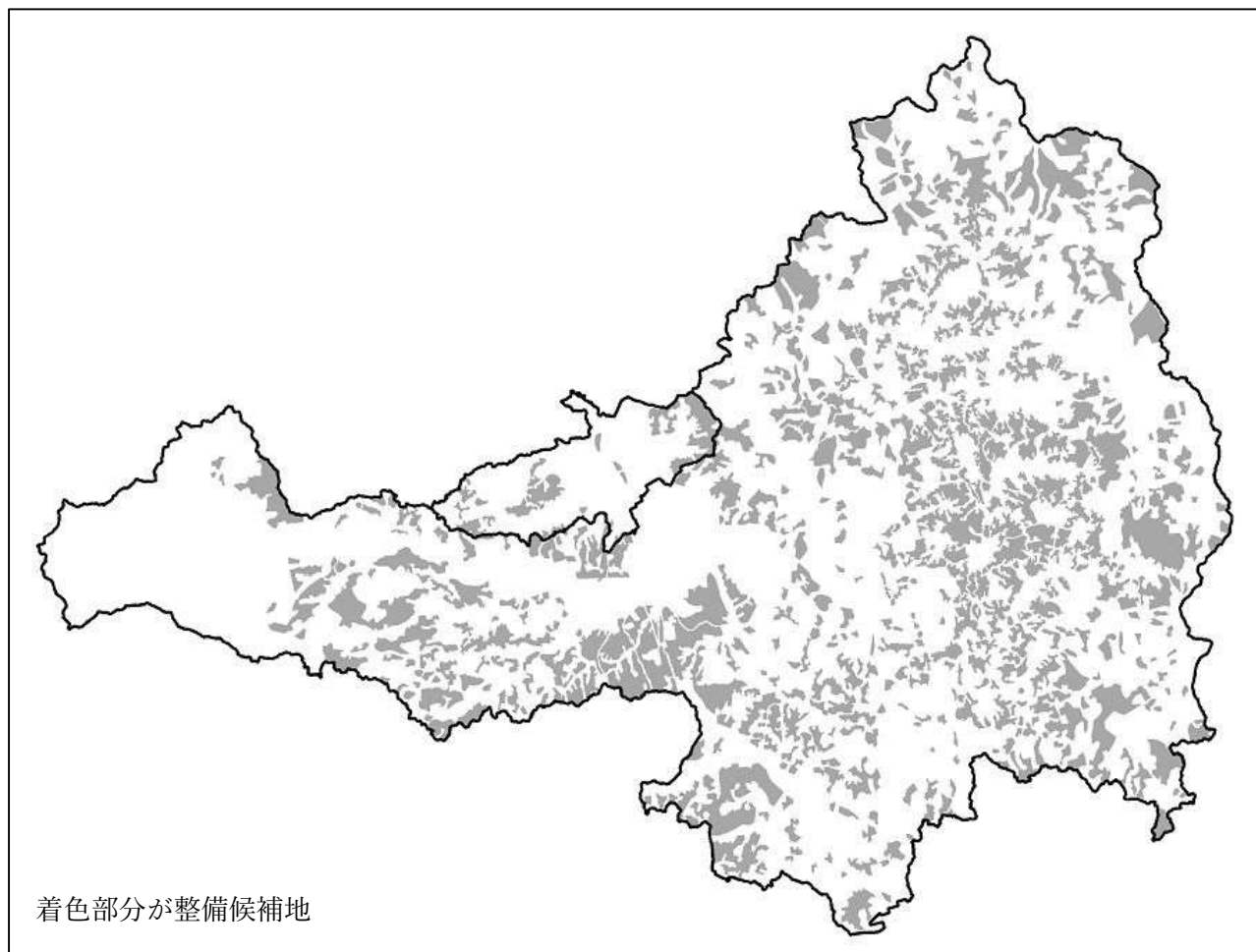
② 第 1 次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18 項目）]

条 件	除外の方法
1. 自然公園地域	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
16. 土石流危険渓流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（7 項目）]

条 件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 農業振興地域	農用地区域及び農業施設用地のみ除外
21. 文化財等	影響範囲を半径 100m として除外
22. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
23. 重要文化的景観	条件が該当する全域を除外
24. 巨樹・巨木林	影響範囲を半径 100m として除外
25. 景観地区・準景観地区	条件が該当する全域を除外



※ 詳細は、広域行政組合総務管理課へお問い合わせください。

参考資料

候補地選定フロー

整備候補地選定委員会での検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進めています。

【第1次選定】

必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外（除外条件を設定）し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第1次選定結果決定



【第2次選定】

候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第2次選定結果決定(10～20箇所程度)



【第3次選定】

技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

第3次選定結果決定(3～5箇所程度)

